

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

企業集団の現況
主要な事業内容
主要な営業所、工場及び施設
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
連結計算書類
連結持分変動計算書
連結注記表
計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

サッポロホールディングス株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、ご提供しているものであります。

企業集団の現況

主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

サッポログループの主要な事業の内容は下記のとおりです。

事業部門	主要な事業内容
国内酒類事業	酒類の製造・販売他
国際事業	ビールの製造・販売、飲料の製造・販売
食品・飲料事業	食品・飲料の製造・販売、仕入・販売他
外食事業	飲食店の経営
不動産事業	オフィスビル・住宅・商業施設・ホテル等の所有・運営・管理、不動産開発

(注) 2019年1月1日より報告セグメントを変更しています。詳細は招集ご通知添付書類28頁に記載のとおりです。

主要な営業所、工場及び施設 (2018年12月31日現在)

(1) 当社 (本社) 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

(2) 主要子会社

サッポロビール株式会社 (国内酒類事業)	本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
	営業拠点	広域流通本部・首都圏本部(東京都渋谷区)、北海道本部(札幌市中央区)等9地区本部
	生産拠点	千葉工場(船橋市)等8工場
	研究所	酒類技術研究所(焼津市)等3研究開発部門
サッポロインターナショナル株式会社 (国際事業)	本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
	海外法人 本社	SAPPORO U.S.A., INC. (アメリカ ニューヨーク州) SLEEMAN BREWERIES LTD. (カナダ オンタリオ州) SAPPORO VIETNAM LTD. (ベトナム ロンアン省) COUNTRY PURE FOODS, INC. (アメリカ オハイオ州) ANCHOR BREWING COMPANY, LLC (アメリカ カリフォルニア州)
	生産拠点	スリーマン社 ゲルフ工場(カナダ オンタリオ州)等3工場 サッポロベトナム社 ロンアン工場(ベトナム ロンアン省) シルバー スプリングス シトラス社 ハーウェイ工場(アメリカ フロリダ州) カントリー ピュア フーズ社 アクロン工場(アメリカ オハイオ州)等4工場 アンカー ブリューイング社 サンフランシスコ工場(アメリカ カリフォルニア州)
ポッカサッポロ フード&ビバレッジ株式会社 (食品・飲料事業)	本社	(名古屋本社) 愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号 (東京本社) 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号
	営業拠点	営業本部(東京都渋谷区)、自販機事業本部(東京都江東区)、大豆・チルド事業本部(東京都渋谷区) 3本部
	生産拠点	名古屋工場(北名古屋市)、群馬工場(伊勢崎市) 2工場
	研究所	研究開発本部(北名古屋市) 1研究所
株式会社サッポロライオン (外食事業)	本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目23番23号
	店舗	北海道、東京都、愛知県等195店舗
サッポロ不動産開発株式会社 (不動産事業)	本社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
	営業拠点	事業本部 恵比寿事業部(東京都渋谷区)、事業本部 札幌事業部(札幌市中央区)等3本部

(注) 1. 2019年1月1日より報告セグメントを変更しています。詳細は招集ご通知添付書類28頁に記載のとおりです。
2. ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社 名古屋本社は、2019年2月より住所が下記のとおり変更になりました。
愛知県名古屋市中区栄三丁目27番1号

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
・ 当期に係る会計監査人の報酬等の額	81百万円
・ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	229百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間及び監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の重要な子会社のうち、SAPPORO CANADA INC.等は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関するアドバイザリー業務等の実施及び社債発行に関する証券会社への書簡作成業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法並びに会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する基本方針（以下「内部統制システム構築の基本方針」といいます。）を定めており、その内容は以下Ⅰのとおりです。（最終改定 2016年12月16日）

また、反社会的勢力排除に向けた体制に係る基本方針、並びに財務報告の信頼性を確保するための体制に係る基本方針を定めており、その内容の概要はそれぞれ以下Ⅱ、Ⅲのとおりです。

Ⅰ 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに経営方針その他業務執行上の重要事項を決定あるいは承認し、相互に取締役の職務の執行を監督することで、法令、定款に反する行為を未然に防止する。
- ②当社グループのすべての役員・従業員に確かな倫理観に基づく行動を促す規範として「サッポログループ企業行動憲章」を定め、当社グループリスクマネジメント部を事務局として、子会社と連携して当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。又、不正行為の防止、早期発見を目的とする企業倫理ホットラインを設置する。
- ③代表取締役の指示を受け、業務執行ラインから独立した内部監査組織であるグループ監査部が、当社並びに子会社の業務全般を対象に法令、定款、社内規程の遵守状況について監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理のため、次の文書（電磁的記録を含む）を関係法令並びに関連する社内規程に従って適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び関係資料
 - 2) 経営会議議事録、グループ経営戦略会議議事録及び関係資料
 - 3) 稟議書及び付属書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- ②その他の重要書類の保存及び管理については、所管部門において、関係法令等に則って保存及び管理方法を規程に定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、経営会議において管理することとし、同会議における審議、報告事項等に対して、経営戦略・経理・法務等の管理部門がそれぞれ想定されるリスクを分析し、同会議に必要な報告を行う。
- ②緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、グループリスクマネジメント委員会が子会社の危機管理組織等と連携して情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、代表取締役、社長及び役員を選定するほか、当社グループの主要事業部門の統括、あるいは当社グループ全体に係る重要な経営課題の担当等を委任するグループ執行役員を選任し、それぞれに担当する業務を執行させる。
- ②社長は、当社グループの業務執行全般を統括する。社長の諮問機関として、経営会議及びグループ経営戦略会議を設置し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、重要事項につき協議し、機動的な意思決定を行う。
- ③社長は、当社グループ全体の経営計画を策定して取締役会の承認を得るものとし、これら計画に対する当社グループ全体の業務執行状況の報告は、取締役会に対して四半期毎に行う。
- ④主要事業部門を統括するグループ執行役員は、社長に対して担当する部門の経営目標をコミットし、毎月、担当する事業部門の経営状況の報告を行う。又、四半期毎に取締役会に出席して担当部門の業務報告を行う。
- ⑤業務執行における責任体制を確立し、業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制、組織、業務分掌、権限等に関する基準を処務規程に定め、付則として業務分掌は業務分掌規程に、権限については決裁権限表に、それぞれ基準を定める。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役や使用人から定期的に職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を確保する。
- ②取締役会は、当社グループ全体における業務の適正を確保するための体制として、内部統制システム構築の基本方針第1項、第3項、第4項の各方針を定めるものとし、子会社に対して、これらの基本方針に則ってそれぞれの取締役会等において必要な体制を整備させるものとする。
- ③子会社に対する管理担当部署は経営管理部とし、「サッポログループ企業管理運営規程」に基づいて子会社の業務執行管理を行うこととし、又、当社グループ全体に係る重要な事項については、取締役会、経営会議及び付随する各種委員会において協議する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置く。
- ②監査役スタッフを置く場合には、当該スタッフの人事、評価に関しては監査役の意見を尊重する等、当該スタッフの取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該スタッフに対する指示の実効性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役や使用人から次の事項につき報告を受けるものとする。

1) 定期的に報告を受ける事項

・経営、事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況

2) 臨時に報告を受ける事項

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他経営に係る重要な発生事実

・取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実

②上記報告を受けるため、その他監査役が取締役の職務遂行状況を把握するため、取締役会への監査役の出席、経営会議・グループ経営戦略会議への常勤監査役の出席、稟議書等の業務執行に係る重要な書類の閲覧、その他取締役及び使用人が監査役に報告を行う体制を確保する。

③子会社の取締役、監査役、使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告する体制を確保する。

④監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②代表取締役との定期的な会合の開催、グループ監査部からの報告の聴取、会計監査人との定期的な意見交換等、監査役が必要な情報収集を行える体制を確保する。

③監査役の職務の執行について生じる費用又は債務につき、これを会社が負担するにあたっての方針を定める。

II 反社会的勢力排除に向けた体制に係る基本方針

・当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を遮断することを行動規範とし、徹底する。

・反社会的勢力・団体に関する対応統括部署を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制の整備・強化を図る。

III 財務報告の信頼性を確保するための体制に係る基本方針

・「サッポログループ財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。

・社長は、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、内部統制の整備・運用状況を把握して記録・保存し、発見された不備・欠陥に対しては是正措置を講じるよう指示する。

・内部統制の整備・運用状況を評価するため、業務部署から独立した部署に評価を統括させ、内部統制の有効性を評価してその結果を「内部統制報告書」として公表する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

「内部統制システムの構築等の基本方針」に従った当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会規程にて、取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能を明確に定めています。また、新任取締役に対しては、取締役の義務・責任等に関する教育研修を実施しました。
- ②確かな倫理観に基づく行動を促し企業価値向上を目指すための「サッポログループ企業行動憲章」を定め、関連するグループ基本方針やグループ基本規程類とあわせて社内イントラネットに掲載するとともに、これらの内容を分かりやすく整理したミニブックを作成・配布し全従業員に周知を図っています。また、全従業員を対象に、特にコンプライアンス遵守をテーマとしたeラーニング等の教育研修を実施しました。
- ③内部通報制度（企業倫理ホットライン）は、社内イントラネットへの掲載、ミニブックの配布、ポスター掲示により全従業員に周知を図るとともに、通報案件には適切に対応しました。また、本年6月より新たにメールでの相談・通報も受け付けることとしました。
- ④グループ監査部は、当社内部監査規程に基づいて監査すべき子会社に対して内部監査を実施しました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理を適切に行うために「サッポログループ危機管理規程」及び「サッポログループ激甚災害対策規程」を制定し、社内イントラネットにて周知を図っています。
- ②業務執行上の重要な意思決定及び業務遂行等に内在するリスクは、経営戦略・経理・法務等の管理部門がそれぞれ想定されるリスク分析を行い、経営会議に対して必要な報告を行っています。
- ③本年より「サッポログループ各社の損失リスクを管理するための体制の構築」取り組みの一環として、新たに、リスクマネジメントのPDCAサイクルを始動しました。当社が定めたグループのリスクマネジメント基本方針及び単年度のリスクマネジメント取り組み方針に基づき、子会社はリスクマネジメント計画を策定し、実行することとしました。また、グループリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、子会社の取り組み状況を確認しました。
- ④リスク案件の発生時は、「サッポログループ危機管理規程」に基づき、適切に対応しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①2018年3月29日開催の取締役会において、代表取締役、役付役員を選定、常務グループ執行役員及びグループ執行役員の選任を行うとともに、各役員、執行役員の委嘱業務・担当を決定しました。
- ②取締役社長は、グループ経営計画を策定して取締役会の承認を得るとともに、同経営計画に基づく業務報告を取締役に四半期毎に行いました。
- ③常務グループ執行役員及びグループ執行役員は、取締役社長に対して経営状況の報告を行い、担当部門の事業報告を取締役に四半期毎に行いました。

④取締役会にて経営上の重要な意思決定を行うため、取締役会規程で付議事項を定めており、それに基づき、必要な決議事項を取締役会で審議しました。また、取締役会付議事項以外の重要事項は、経営会議及び稟議で決裁を行うことを処務規程「決裁権限表」に定め、それに従い決裁を行いました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「サッポログループ企業管理運営規程」において、当社が決裁すべき子会社の重要事項及び当社が報告を受けるべき子会社の重要事項を明確化しています。これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項について子会社の協力を得て意思決定を行うとともに、子会社の重要事項について報告を受けました。
- ②当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制についての指針として制定した「サッポログループ内部統制システム構築ガイドライン」に基づき、子会社に対して管理・指導を行うとともに、子会社の内部統制体制の運用状況の確認を行いました。
- ③海外子会社のコンプライアンス体制及びその運用状況を確認するとともに、課題に対して適時・適切に見直しを図る等、海外子会社の内部統制体制の強化を図りました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する組織として「監査役会事務局」を置き、当該監査役会事務局に業務執行から独立した専任の監査役スタッフを配置するとともに、同スタッフの人事、評価に関しては事前に監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議において取締役及び使用人等から報告を受けるとともに、必要に応じて稟議書等の重要書類を閲覧しています。
- ②監査役は、監査役会にて内部統制担当部門から定期的に内部通報制度（企業倫理ホットライン）の運用、リスク管理及びコンプライアンスの状況等に関する報告を受けています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的な面談、意見交換及び情報交換を行ったほか、社外取締役との意見交換を行いました。
- ②監査役は、監査役会にてグループ監査部から内部監査計画及び内部監査の実施状況の報告を受けました。また、会計監査人から監査計画の説明及び四半期毎のレビューミーティングで会計監査人監査の実施状況の報告を受けたことに加え、会計上の課題等についての意見交換を行いました。
- ③監査役は、子会社の監査役と月次で情報連絡会を開催するとともに、「サッポログループ監査役協議会」を定期的で開催し、グループ各社監査役との連携強化を図りました。
- ④監査役の職務の執行によって生じる必要な費用についてはあらかじめ予算を確保しており、また、緊急又は臨時に支出した費用についても会社が負担しています。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」について、2017年2月13日開催の取締役会において決議しており、その内容の概要は下記のとおりです。なお、本基本方針については、2017年3月30日開催の第93回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て同日より発効しています。

I 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、持株会社として、国内酒類事業、国際事業、食品・飲料事業、外食事業及び不動産事業を主体とする当社グループの事業の全体にわたる経営を統括しており、その経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠です。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があり、明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される当社株券等の大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対して当社取締役会が適切と考える措置を取ること、当社株主の共同の利益を守るために必要であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2016年11月に、2017年からグループ創業150周年に当たる2026年までの10年間に進むべき方向性を定めた「サッポログループ長期経営ビジョン『SPEED150』」を策定し、発表しました。「SPEED150」では、グループ成長の源泉を、創業以来140年の歴史の中で培われた「ブランド資産」であると改めて認識した上で、グループのコア事業を『酒』『食』『飲』の3分野と位置づけます。既存事業の成長に加え、「『食』領域の拡大」と「グローバル展開の推進」を戦略テーマに掲げながら、不動産とともにグループ保有のブランドを育成・強化していきます。さらに、企業活動を通じてあらゆるステークホルダーとのコミュニケーションを深め、存在感を高めながら満足度向上を目指していきます。

また、当社は、純粋持株会社体制に移行する以前の1999年3月から執行役員制を導入し、2002年3月からは取締役任期を1年に短縮するなど、積極的にコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいりました。2003年7月に純粋持株会社体制に移行して以降は、グループガバナンスの強化充実に取り組むとともに、社外取締役も段階的に増員を図っています。

また、当社は、監査役会設置会社ですが、1998年11月には「指名委員会」及び「報酬委員会」を任意で設置し、取締役の人事・処遇に係る運営の透明性を高め、経営機構の健全性の維持、向上に取り組んでいます。加えて、2015年12月には「社外取締役委員会」を設置し、当社及び当社グループの経営戦略、並びにコーポレートガバナンスに関する事項等について、独立社外取締役の情報交換、認識共有の強化を図っています。

今後も、当社では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け、ガバナンスの強化充実に取り組んでいく所存です。

III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、Iで述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、これらを取りまとめて当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）として定めています。

当社の定める大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける

機会の提供を保証することを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを求めており、大規模買付行為は、その後に設定される当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるものとしています。大規模買付者がかかる大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合を除き、大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社株主の共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取り、大規模買付行為に対抗することがあります。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ（注）に掲載していますので、そちらをご覧ください。

本対応方針は、2017年3月30日に開催された当社第93回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で発効しており、有効期間は2020年3月31日までに開催される当社第96回定時株主総会の終結の時までとなっています。

（注）当社ホームページ http://www.sapporoholdings.jp/news_release/0000020342/pdf/20170213Notice4.pdf

IV 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。また、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が明らかに当社株主の共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主の共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って設計されたものといえます。

② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

Iで述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。また、本対応方針は、かかる会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としており、本対応方針によって、株主の皆様は適切な投資判断を行うことができます。このように、本対応方針は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様承認を要します。

また、大規模買付ルール上、当社取締役会は、大規模買付行為に関して評価・検討を行い、取締役会としての意見を取りまとめるなどの際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかと考えます。

連結持分変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の資本の構成要素				合計
					在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ・ フロー・ ヘッジの 公正価値の 純変動の 有効部分	その他の 包括利益を 通じて 公正価値で 測定する 金融資産	確定給付 制度の 再測定	
2018年1月1日残高	53,887	40,825	△1,807	44,491	1,137	△191	33,712	-	34,659
当期利益				8,521					-
その他の包括利益					△2,622	2	△9,200	△3,688	△15,508
当期包括利益	-	-	-	8,521	△2,622	2	△9,200	△3,688	△15,508
自己株式の取得			△20						-
自己株式の処分		0	5						-
転換社債型新株予 約権付社債の発行		182							-
配当				△3,122					-
株式に基づく報酬 取引		△9							-
利益剰余金への振替				△3,826			△466	3,688	3,222
所有者との取引額合計	-	173	△15	△6,947	-	-	△466	3,688	3,222
2018年12月31日残高	53,887	40,998	△1,822	46,065	△1,485	△188	24,046	-	22,373

	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配 持分	資本合計
2018年1月1日残高	172,055	3,655	175,710
当期利益	8,521	△801	7,721
その他の包括利益	△15,508	△215	△15,724
当期包括利益	△6,987	△1,016	△8,003
自己株式の取得	△20	-	△20
自己株式の処分	6	-	6
転換社債型新株予 約権付社債の発行	182	-	182
配当	△3,122	△8	△3,130
株式に基づく報酬 取引	△9	-	△9
利益剰余金への振替	△603	603	-
所有者との取引額合計	△3,566	595	△2,972
2018年12月31日残高	161,501	3,234	164,735

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、当連結会計年度より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。IFRSへの移行日は、2017年1月1日であります。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 57社

主要な連結子会社名は「事業報告 1. サッポログループ（企業集団）の現況（7）重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

（新規設立による増加）

SAPPORO VIETNAM DISTRIBUTION QUEBEC LTD

（合併による消滅）

COUNTRY PURE FOODS, INC. 傘下の子会社1社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用会社名は「事業報告 1. サッポログループ（企業集団）の現況（7）重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しました。

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識及び測定

金融資産は純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当社グループは当初認識においてその分類を決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

また、次の条件がともに満たされる負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

公正価値で測定される金融資産については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しております。

②事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) その他の金融資産

償却原価により測定される金融資産以外の金融資産は公正価値で測定しております。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益もしくはその他の包括利益として認識しております。

資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えております。なお、資本性金融商品からの配当金については当期の純損益として認識しております。

③認識の中止

金融資産は、便益を受領する権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴うすべてのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

④減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを報告期間の末日ごとに評価し、著しく増加していない場合には12カ月の予想信用損失に等しい金額を、信用リスクが当初認識時点から著しく増加している場合には全期間の予想信用損失に等しい金額を、貸倒引当金として認識しております。

なお、営業債権、契約資産及びリース債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しております。

(2) 複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該金融商品全体の公正価値から負債部分の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引費用は負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後に再測定を行っておりません。

負債部分に関する利息は、金融費用として純損益で認識しております。転換時には、負債部分は資本に振替え、利得又は損失は認識しておりません。

(3) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は連結損益計算書において純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺する際のヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含めております。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれるか、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。

ヘッジ会計に関する厳格な要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理を行っております。

(a) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において純損益として認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジ手段が失効、売却、又は他のヘッジ手段への入替えや更新が行われずに終了又は行使された場合、もしくはヘッジ指定を取り消された場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、予定取引又は確定約定が発生するまで引き続き資本に計上しております。

(4) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含めております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額で測定しております。原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(5) 有形固定資産

当社グループは有形固定資産の測定に原価モデルを採用しております。

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入コストを含めております。

土地以外のすべての有形固定資産について、取得原価から期末日現在における残存価額を差引いた償却可能価額を、定額法により定期的に配分するよう減価償却を実施しております。

主な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	2－65年
機械装置及び運搬具	2－17年
工具、器具及び備品	2－20年

資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は、毎年度末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として会計処理しております。

(6) 投資不動産

投資不動産の測定においては、有形固定資産に準じて原価モデルを採用しております。

投資不動産は、取引コストも含めた取得原価で当初認識しており、弁護士等の専門家報酬や不動産取得税等の直接付随費用を含めております。既存の投資不動産の取替部分に係るコストは、認識基準が満たされる場合には、発生時に取得原価に含めておりますが、投資不動産の日々の維持管理業務に係るコストは発生時に純損益で認識しております。

当初認識後、投資不動産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

投資不動産への振替、又は投資不動産からの振替は、用途変更があった時にのみ行っております。

投資不動産は処分時に、又は恒久的に使用を取り止めて将来の経済的便益が見込まれなくなった時点で、認識を中止しております。当該資産の正味売却収入と帳簿価額との差額は、認識が中止された会計

期間の純損益で認識しております。

主な投資不動産の見積耐用年数は、2－65年です。

投資不動産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は、毎年度末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として会計処理しております。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

のれんの測定は、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で測定し償却はしておりません。

のれんは、関連する資金生成単位（又はそのグループ）の中の事業を処分した場合、認識を中止します。処分による利得又は損失を算定する際に、その処分する事業に関連するのれんは、当該事業の帳簿価額に含めております。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。

耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

主な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

ソフトウェア	2－5年
カスタマーリレーションシップ	2－23年
その他	2－32年

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はいつでも、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しております。

(8) リース

(借手側)

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に、減価償却を行っております。

リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(貸手側)

当社グループが、資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではないリースは、オペレーティング・リースに分類しております。オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(9) 資産の減損

①非金融資産の減損

当社グループは、各報告日時点で資産に減損の可能性を示す兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合、及び資産に年次の減損テストが必要な場合、当社グループはその資産の回収可能価額を見積っております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減を行っております。回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値及び使用価値のいずれか高い金額としております。

使用価値の評価にあたっては、貨幣の時間価値及びその資産に特有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値を計算しております。

処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれんは、取得日以降企業結合のシナジーによる便益が生じると期待される個々の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれん又は耐用年数を確定できない無形資産、及び未だ使用可能でない無形資産は、毎年及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

②減損の戻入れ

のれん以外の資産に関しては、各報告日時点で過年度に認識された減損損失について、その回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行っております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れております。なお、減損損失の戻入れは、純損益として認識しております。

なお、のれんについては、減損損失の戻入れを行っておりません。

(10) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値と負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いております。

(11) 退職給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。

割引率は、期末日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付型退職給付制度に関する資産（負債）の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識した後、即時に利益剰余金に反映しております。また、過去勤務費用は、発生した期の費用として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した期に費用として認識しております。

(12) 外貨換算

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

② 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は取引日の直物為替相場又はそれに近似するレートにより、それぞれ円貨に換算し、その換算差額はその他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の損益として認識しております。

(13) 収益

当社グループではIFRS第16号に基づく賃貸収入等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

(14) その他の連結計算書類作成の基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

III. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

棚卸資産	832百万円
有形固定資産	
建物及び構築物	393
土地	2,051
その他の金融資産	
投資有価証券	7,490
その他の非流動資産	25
計	10,791

(2) 上記資産に対する債務

社債及び借入金

短期借入金	5,430百万円
長期借入金	12,749
計	18,179

なお、POKKA INTERNATIONAL PTE. LTD. の現金及び現金同等物27百万円を、借入枠874百万円の担保に供しております。当連結会計年度末における当該借入枠に対する短期借入金残高は4百万円です。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	120百万円
その他の金融資産	1,260

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 355,190百万円

4. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額 150,958百万円

5. 偶発債務

(保証債務)

下記のとおり従業員等の借入金に対し保証を行っております。

従業員（住宅取得資金）	195百万円
その他	100
計	295

IV. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 78,794,298株
2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等
2018年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,122百万円
(ロ) 1株当たり配当額	40.00円
(ハ) 基準日	2017年12月31日
(ニ) 効力発生日	2018年3月30日

 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2019年3月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,277百万円
(ロ) 1株当たり配当額	42.00円
(ハ) 基準日	2018年12月31日
(ニ) 効力発生日	2019年3月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

 - (3) 新株予約権に関する事項
当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	5,044,136株
------	------------

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 資本管理
当社グループは、中期経営計画のもと、収益性の向上と成長事業の拡大に努め、そこで得た資源を、成長投資、財務基盤の強化に適切に配分することを基本方針としております。財務戦略として、企業価値の増大に向けた成長投資を積極的に推進するとともに、財務基盤の強化による安定性向上も図っていく方針であります。
 - (2) リスク管理に関する事項
当社グループは、幅広い分野にわたり、様々な国や地域で事業活動を行う過程で財務上のリスクに晒されております。当該リスクを低減又は回避するために、一定の方針等に基づきリスク管理を行っております。また、デリバティブ取引については限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的の取引は行わないこととしております。なお、デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、定期的に所管の役員に契約残高、公正価値等を報告しております。
 - (3) 信用リスク
当社グループの事業活動から生ずる債権である営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループの保有する有価証券に関しては発行体の信用リスクに晒されております。さらに、当社グループが財務上のリスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、取引相手である金融機関の信用リスクに晒されております。
当社グループは、債権管理規定に従い、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。債券は、主に得意先債券を保有しており、定期的に経営状況の確認をしております。デリバティブ取引の利用にあたっては、相手方の契約不履行に係る信用リスクを極小化するために、信用度の高い金融機関等に限っております。なお、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。
 - (4) 流動性リスク
当社グループの営業債務や借入金等については、金融環境の変化等により支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社及び主要な連結子会社の資金を当社が一元管理することで、連結有利子負債の削減と手許流動性の確保を図っております。財務部門において、資金調達及び資金運用計画を作成し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることにより、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク

当社グループのグローバルな事業展開から生じる外貨建ての債権債務は、為替の変動リスクに晒されております。

当社グループは、外貨建ての営業債権債務や借入金及び貸付金について、必要に応じ為替予約や通貨スワップを利用してヘッジしております。

(6) 金利リスク

当社グループの金利リスクは、現金同等物等とのネット後の有利子負債から生じます。

当社グループが発行する借入金及び社債は、営業取引や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクをデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(7) 市場価格の変動リスク

当社グループの保有する有価証券等は、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループは、有価証券等について、定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の連結財政状態計算書計上額及び公正価値は、次のとおりであります。

経常的に公正価値で測定する金融商品については、公正価値は帳簿価額と一致し、償却原価で測定される短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、下表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値
資産		
貸付金	495	497
債券	5,000	5,201
合計	5,495	5,698
負債		
長期借入金	115,079	115,662
社債	69,832	70,158
合計	184,911	185,820

- (注) 1. 貸付金の公正価値は、元利金の受取見込額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値に基づき算定しております。
2. 債券の公正価値は、元利金の合計額を、信用リスクを勘案した利率で割り引いた現在価値に基づき算定しております。
3. 長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
4. 社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VI. 投資不動産に関する注記

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設（土地を含む）を有しております。

（単位：百万円）

連結財政状態計算書計上額	公正価値
215,522	385,992

（注） 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価によって算定しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 2,073円54銭

基本的1株当たり当期利益 109円40銭

（注）株式給付信託（BBT）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれております。

VIII. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年1月31日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるサッポロ不動産開発株式会社が所有する以下の投資不動産（信託受益権）の譲渡を決議しました。

1. 譲渡の理由

不動産証券化により、戦略的な物件ポートフォリオの組替を実施するとともに資金調達手段の多様化と事業機能の拡大を図るため。

2. 譲渡資産の内容

東京都渋谷区所在の投資不動産1物件

3. 譲渡先の概要

譲渡の相手先は新設の国内合同会社（SPC）1社の予定です。

4. 売買契約締結日

2019年3月20日（予定）

5. 物件引渡日

2019年3月20日（予定）

6. 譲渡価格

8,586百万円（予定）

7. 損益に与える影響

本件譲渡に伴い、2019年12月期において、譲渡益として、1,881百万円をその他の営業収益に計上する見込みであります。

IX. 収益認識に関する注記

当社グループの各セグメントの収益認識に関しては、以下のとおりです。

国内酒類事業

国内酒類事業においては、サッポロビール(株)がビール・発泡酒、国産ワイン、その他の酒類の製造・販売、(株)恵比寿ワインマートがワイン・洋酒等の店舗販売及び通信販売を行っております。

サッポロビール(株)は、主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヵ月以内に支払を受けております。

(株)恵比寿ワインマートは、主に店舗を利用する消費者を顧客としており、このような販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理

的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払を受けております。

国際事業

国際事業においては、サッポロインターナショナル(株)による管理・統括のもと、SAPPORO U.S.A., INC. がアメリカ国内でのビールの販売、SLEEMAN BREWERIES LTD. がカナダでのビールの製造・販売、SAPPORO VIETNAM LTD. がベトナムでのビールの製造・販売を行っております。

海外でのビールの販売は、主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヵ月以内に支払を受けております。

食品・飲料事業

食品・飲料事業においては、ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株)が飲料水・食品の製造・販売、(株)ポッカクリエイトがカフェの経営を行っております。また、海外においては、シンガポールでPOKKA CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD. が飲料水・食品の製造・販売を、マレーシアでPOKKA ACE (MALAYSIA) SDN. BHD. 及びPOKKA (MALAYSIA) SDN. BHD.、インドネシアでPT. POKKA DIMA INTERNATIONALが飲料水の製造・販売を行っております。

食品・飲料水の販売は、主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヵ月以内に支払を受けております。

カフェの経営は、主にカフェを利用する消費者を顧客としており、このような販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払を受けております。

外食事業

外食事業においては、(株)サッポロライオンが、ライオンチェーンのビヤホール、レストランをはじめ各種業態の飲食店を経営しております。また、海外においては、シンガポールでSAPPORO LION (SINGAPORE) PTE. LTD. が飲食店の経営を行っております。

各種業態の飲食店経営は、主に飲食店を利用する消費者を顧客としており、このような販売については、商品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、商品を顧客に提供した時点で、顧客に商品の法的所有権、物理的占有、商品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転するため、その時点で収益を認識しております。また、概ね履行義務の充足時点にて対価の支払を受けております。

不動産事業

不動産事業においては、サッポロ不動産開発(株)がオフィス、住宅、商業、飲食、文化施設等の複合施設「恵比寿ガーデンプレイス」（東京都渋谷区、目黒区）及び商業、アミューズメント等の複合施設「サッポロファクトリー」（札幌市中央区）の管理・運営を行っております。(株)東京エネルギーサービスが、「恵比寿ガーデンプレイス」にエネルギーを供給しております。

不動産の管理・運営は、IFRS第16号に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

その他事業

その他事業においては、神州一味噌(株)が、食品の製造・販売を行っております。

食品の販売は、主に小売業及び卸売業を営む企業を顧客としており、このような販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち、製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が製品の販売に係

る販売方法や価格の決定権を有するため、その時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足時点である製品の引渡し後、概ね3ヵ月以内に支払を受けております。

なお、国内酒類事業、国際事業、食品・飲料事業における製品は、販売数量や販売金額などの一定の目標の達成を条件としたリベート（以下、達成リベート）などを付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベートなどの見積りを控除した金額で算定しております。達成リベートなどの見積りは過去の実績などに基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

また、販売協力金など、当社グループが顧客に対して支払を行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別個の財又はサービスに対する支払であり、かつ、公正価値を合理的に見積れない場合は、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

（追加情報）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2018年1月1日から2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2018年1月1日残高	53,887	46,544	179	46,723	6,754	16,339	34,820	57,913
当期変動額								
剰余金の配当							△3,122	△3,122
当期純利益							14,063	14,063
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	10,941	10,941
2018年12月31日残高	53,887	46,544	180	46,723	6,754	16,339	45,761	68,854

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2018年1月1日残高	△1,807	156,716	4,414	4,414	—	161,130
当期変動額						
剰余金の配当		△3,122				△3,122
当期純利益		14,063				14,063
自己株式の取得	△20	△20				△20
自己株式の処分	5	6				6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,834	△1,834	182	△1,651
当期変動額合計	△15	10,927	△1,834	△1,834	182	9,276
2018年12月31日残高	△1,822	167,642	2,581	2,581	182	170,405

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. デリバティブ取引の評価方法

時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）は、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に属する部分の金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により償却しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から償却しております。

(4) 投資損失引当金

子会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

「役員株式給付規定」に基づく取締役への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

借入金の為替変動リスクをヘッジするため通貨スワップを行っており、その会計処理は振当処理によっております。また、借入金の金利変動リスクをヘッジするため金利スワップを行っており、その会計処理は金利スワップの特例処理によっております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

10. 記載金額

百万円未満を四捨五入して表示しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年12月31日に終了する事業年度から2019年3月30日に終了する事業年度までにおける年度末に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度末に係る計算書類から収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該変更による計算書類への影響はありません。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 889 百万円

上記のほか、関係会社であるサッポロビール㈱保有の投資有価証券6,601百万円を担保に供しております。

(2) 上記資産に対する債務

短期借入金 4,000百万円

1年内返済予定長期借入金 1,000

長期借入金 12,000

計 17,000

2. 有形固定資産の減価償却累計額 265百万円

3. 偶発債務

(保証債務)

下記のとおり関係会社及び従業員に対し保証を行っております。

(借入金債務)

従業員(住宅取得資金) 188百万円

(一括支払信託債務)

サッポロビール㈱ 2,425

ポッカサッポロフード&ビバレッジ㈱ 84

計 2,697

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権 161,627百万円

(2) 長期金銭債権 41,536百万円

(3) 短期金銭債務 11,177百万円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 19,404百万円

② 一般管理費 1,858百万円

③ 営業取引以外の取引高 1,106百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	902千株	8千株	2千株	908千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取請求による増加によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株式の売渡請求による減少1千株、株式給付信託(BBT)の権利行使に伴う自己株式の処分による減少1千株であります。
3. 株式給付信託(BBT)に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する自社の株式数につき、当事業年度末148千株が自己株式数に含まれております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式	1,299百万円
投資損失引当金	1,081
投資有価証券	257
繰越欠損金	344
その他	84
繰延税金資産小計	3,066
評価性引当額	△2,857
繰延税金資産合計	209

(繰延税金負債)

関係会社株式	325百万円
その他有価証券評価差額金	1,101
前払年金費用	349
その他	2
繰延税金負債合計	1,778
繰延税金負債純額	1,569

VIII. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (注) 1	科 目	期末残高 (注) 1
子会社	サ ッ ポ ロ ビ ー ル (株)	所有 直接 100.0%	資 金 貸 借 関 係	グループ経営 分 担 金	1,239	営業未収入金	112
				ブランド使用料	1,260	営業未収入金	149
				業 務 委 託 料	162	営業未収入金	55
				配当金の受取	7,060	—	—
				資 金 の 貸 付		短期貸付金	18,780
				短期貸付金減少 長期貸付金増加	6,225 10,000	長期貸付金	15,000
子会社	サ ッ ポ ロ 不 動 産 開 発 (株)	所有 直接 100.0%	資 金 貸 借 関 係	グループ経営 分 担 金	955	営業未収入金	86
				ブランド使用料	137	営業未収入金	14
				配当金の受取	7,324	—	—
				資 金 の 貸 付		短期貸付金	130,000
				短期貸付金増加 長期貸付金減少	130,000 130,000	長期貸付金	—
				利 息 の 支 払	2	子会社預り金	6,924
子会社	ポ ッ カ サ ッ ポ ロ フ ォ ー ド & ビ バ レ ッ ジ (株)	所有 直接 100.0%	資 金 貸 借 関 係	グループ経営 分 担 金	262	営業未収入金	24
				ブランド使用料	396	営業未収入金	40
				業 務 委 託 料	62	営業未収入金	21
				資 金 の 貸 付		短期貸付金	3,306
				短期貸付金減少 長期貸付金増加	102 2,160	長期貸付金	2,160
				資 金 の 貸 付		短期貸付金	998
子会社	サ ッ ポ ロ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル (株)	所有 直接 100.0%	資 金 貸 借 関 係	短期貸付金増加 長期貸付金減少	686 1,552	長期貸付金	19,742
				委 託 業 務 費	1,262	未 払 金	149
子会社	サ ッ ポ ロ グ ル ー プ マ ネ ジ メ ン ト (株)	所有 直接 100.0%	設 備 の 賃 借、 間 接 業 務 の 委 託	地 代 家 賃	347	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引価格については、一般取引条件と同様に、市場価格等を十分勘案し、交渉の上決定しております。
- ・受取配当金については、持株会社である当社が示す配当基準に準拠し、配当を実施しております。
- ・資金の貸借については、当社グループにおいて導入しているキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）により、グループ各社の資金を効率的に管理しているものであり、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- ・グループ経営分担金については、当社の事業会社5社との間で、合理的に算出し、決定しております。
- ・ブランド使用料については、契約に基づいて決定しております。
- ・委託業務費については、契約に基づいて決定しております。
- ・業務委託料については、契約に基づいて決定しております。
- ・地代家賃については、契約に基づいて決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,185円53銭

1株当たり当期純利益 180円55銭

(注) 株式給付信託（BBT）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含まれております。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI. 収益認識に関する注記

当社は子会社への経営指導およびサッポロブランドの管理を行っており、当社の子会社を顧客としております。経営指導にかかる契約については、当社の子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

サッポロブランドの管理にかかる契約については、当社の子会社に対しサッポロブランドの使用許諾を行うことで、当社が構築したブランドイメージおよび取引上の信用を提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は、ブランドを使用した当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、当社子会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。